

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査要綱 新旧対照表

新（改訂後）	旧（改訂前）	備考
<p>(趣旨) 第1条～第4条 (略)</p> <p>(事前登録申請書の審査) 第5条 (略) 2 (略)</p> <p>審査基準 ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略)</p> <p>ニ ダンプトラックについては、以下のすべての要件を満たすものであること。 ⑦積載重量2 t積み以上 ⑧自動車検査証の車体の形状欄が「ダンプ」で、荷台が着脱式でないこと ⑨土砂等の運搬が禁止されていないこと（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」という記載がないこと）</p> <p>オ～コ (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条～第4条 (略)</p> <p>(事前登録申請書の審査) 第5条 (略) 2 (略)</p> <p>審査基準 ア (略) イ (略) ウ (略) エ (略)</p> <p>ニ ダンプトラックについては、以下のすべての要件を満たすものであること。 ⑦積載重量2 t積み以上 ⑩自動車検査証の車体の形状欄が「ダンプ」であること ⑪土砂等の運搬が禁止されていないこと（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」という記載がないこと）</p> <p>オ～コ (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p>	<p>(修正) ⇒要綱と申請説明書の記載が異なっていたため統一。</p>

附則

本要綱は、令和5年1月5日から施行する。

附則

本要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附則

本要綱は、令和5年1月5日から施行する。